毒物及び劇物に関する法規

問１　次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

1　毒物及び劇物取締法第１条において、「この法律は、毒物及び劇物について、犯罪防止上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。」と規定されている。

○2　この法律で規定する「毒物」には、医薬品は含まない。

3　毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者は、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造することができる。

4　毒物劇物営業者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用することができる。

問２　次の記述は、毒物及び劇物取締法第３条の４の条文である。［A］及び［B］に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

> 第三条の四　引火性、［A］又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、［B］してはならない。

	A		B
○1	発火性	―	所持
2	発火性	―	譲渡
3	揮発性	―	所持
4	揮発性	―	譲渡

問３　次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

1　毒物又は劇物の製造業の登録及び販売業の登録は、６年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。

2　農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売することができる。

○3　一般販売業の登録にあたっては、販売しようとする毒物又は劇物を品目ごとに登録する必要はない。

4　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を保健所に届け出なければならない。

問４　次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

1　毒物又は劇物の販売業者は、毒物又は劇物を直接取り扱うことのない店舗においても、専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならない。

○2　毒物又は劇物の販売業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、店舗の所在地の都道府県知事（店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は市長又は区長）にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。

3　都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した16歳の者は、毒物劇物取扱責任者になることができる。

4　農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、特定品目販売業の店舗において毒物劇物取扱責任者になることができる。

問５　次のうち、毒物及び劇物取締法第10条の規定により、毒物又は劇物の販売業者が30日以内に、店舗の所在地の都道府県知事（店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区にある場合は、市長又は区長）に届出をしなければならない事項として、正しい組合せはどれか。

ア　　店舗における営業を廃止したとき
イ　　店舗で販売している毒物又は劇物を廃棄したとき
ウ　　店舗の営業時間を変更したとき
エ　　店舗の名称を変更したとき

１　　ア、イ
○２　　ア、エ
３　　イ、ウ
４　　ウ、エ

問６　次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しい組合せはどれか。

ア　　車両を使用して劇物である硫酸を１回につき5,000キログラム以上運搬する場合、0.3メートル平方の板に地を白色、文字を黒色として「毒」と表示した標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。
イ　　毒物又は劇物の販売業者は、劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び赤地に白色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。
ウ　　毒物又は劇物の販売業者が有機燐（りん）化合物たる毒物又は劇物を販売又は授与するときは、その容器及び被包に解毒剤の名称が表示されていなければならない。
エ　　毒物又は劇物の輸入業者が、その輸入した毒物又は劇物の容器及び被包に表示しなければ販売し、又は授与してはならない事項に、毒物劇物取扱責任者の氏名は含まれない。

１　　ア、イ
２　　ア、ウ
３　　イ、エ
○４　　ウ、エ

問７　次の記述は、毒物及び劇物取締法第15条の条文である。［　A　］、［　B　］及び［　C　］に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第十五条　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に［　A　］してはならない。

一　十八歳未満の者

二　心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　麻薬、大麻、あへん又は［　B　］の中毒者

２　毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その［　A　］を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を［　A　］してはならない。

３　毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。

４　毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から［　C　］年間、保存しなければならない。

	A		B		C
1	販売	－	覚せい剤	－	三
2	販売	－	シンナー	－	五
○3	交付	－	覚せい剤	－	五
4	交付	－	シンナー	－	三

問８　次のうち、毒物又は劇物取締法第22条第１項の規定により、事業場の所在地の都道府県知事（事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に業務上取扱者の届出をしなければならない者として、正しい組合せはどれか。

ア　　シアン化ナトリウムを用いて電気めっきを行う事業者
イ　　硫酸タリウムを用いてしろあり防除を行う事業者
ウ　　最大積載量5,000キログラム以上の自動車に固定された容器を用いて臭素を運送する事業者
エ　　モノフルオール酢酸を用いてねずみの駆除を行う事業者

○１　ア、ウ
２　イ、ウ
３　イ、エ
４　ア、エ

問９　次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

１　　毒物劇物営業者が毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売したときは、毒物及び劇物取締法第14条第１項の規定による書面には、毒物又は劇物の成分及び含量を記載しなければならない。
２　　毒物劇物営業者が毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売したときは、毒物及び劇物取締法第14条第１項の規定による書面には、毒物又は劇物の性状及び取扱に関する情報を記載しなければならない。
○３　　毒物劇物営業者が毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売するとき、毒物及び劇物取締法第14条第２項の規定により譲受人が作成する書面には、譲受人の押印又は署名が必要である。
４　　毒物劇物営業者が毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売するとき、毒物及び劇物取締法第14条第２項の規定により譲受人から提出を受けた書面は、販売した日から６年間保存しなければならない。

問10　次のうち、毒物及び劇物取締法施行規則第13条の12の規定により、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売する時までに、譲受人に対し提供しなければならない情報の内容の組合せとして正しいものはどれか。

ア　　廃棄時の連絡先
イ　　有効期限
ウ　　暴露の防止及び保護のための措置
エ　　火災時の措置

１　　ア、イ
２　　ア、エ
３　　イ、ウ
○４　　ウ、エ